

A S S E S S M E N T

環境 アセスメント 制度の あらまし

環境省

環境アセスメント制度のあらまし

Environmental Impact Assessment

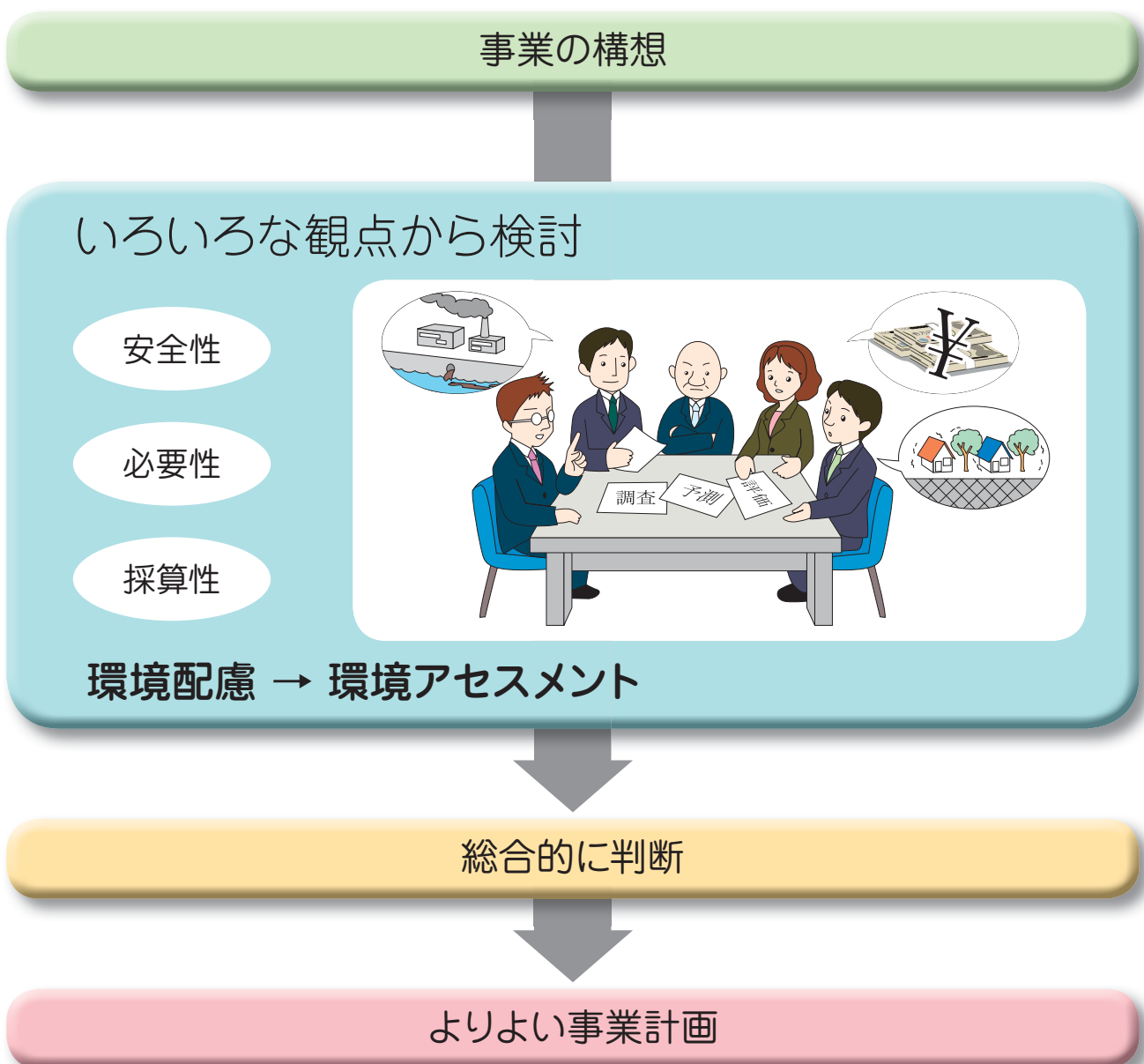
1. 環境アセスメントとは？	1
2. 我が国の環境アセスメント制度	2
3. 環境影響評価法(環境アセスメント法)について	3
(1) 法律の目的	3
(2) 環境アセスメントの対象となる事業	4
環境アセスメントの対象事業一覧	5
(3) 環境アセスメントの実施者	5
(4) 環境アセスメントの手続	6
環境アセスメントの手続の流れ	6
「配慮書」の手続	7
第2種事業の判定(スクリーニング)	8
環境アセスメント方法の決定(スコーピング)	9
環境アセスメントの実施	10
「準備書」の手続	11
「評価書」の手続	12
事業内容の決定への反映	13
「報告書」の手続	14
特例	14
4. 地方公共団体の環境アセスメント制度	15
地方公共団体の制度の現況	15
環境影響評価法と条例の関係	15
5. 環境アセスメントをより詳しく知りたい人のために	16
環境影響評価情報支援ネットワーク	16
環境影響評価書の閲覧	16
都道府県・政令市の環境アセスメント担当部局一覧	17

1. 環境アセスメントとは？

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためにダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。



2. 我が国の環境アセスメント制度

環境アセスメントは、1969 年（昭和 44 年）にアメリカにおいて世界で初めて制度化されて以来、世界各国でその導入が進んできました。

我が国では、1972 年（昭和 47 年）に公共事業での環境アセスメントが導入され、昭和 50 年代半ばまでに港湾計画、埋立て、発電所、新幹線についての制度が設けられました。その後 1981 年（昭和 56 年）に統一的な制度の確立を目指し「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、1983 年（昭和 58 年）に廃案となりました。

法案の廃案後、法律の代わりに政府内部の申し合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984 年（昭和 59 年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました（この閣議決定による制度を「閣議アセス」といいます）。このほか、地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められました。

その後、1993 年（平成 5 年）に制定された「環境基本法」において、環境アセスメントの推進が位置付けられたことをきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まりました。

その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、1997 年（平成 9 年）6 月に「環境影響評価法」が成立しました。

法律の完全施行後 10 年の経過を受け、法律の見直しに向けた検討が行われ、2011 年（平成 23 年）4 月に、計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）や環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）などを盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が成立しました。

環境影響評価法の制定までの経緯

（年）

1969	アメリカ「国家環境政策法（NEPA）」制定	世界初の環境アセスメント制度
1972	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解	公共事業について、アセス制度を導入
1981	旧「環境影響評価法案」国会提出（1983 年廃案）	
1984	「環境影響評価の実施について」閣議決定	法律ではなく、行政指導による制度化
1993	「環境基本法」の制定	環境アセスメントを法的に位置付け
1997	「環境影響評価法」制定	環境アセスメントの法制化
1999	「環境影響評価法」完全施行	
2011	「環境影響評価法」改正	配慮書手続、報告書手続の新設等
2013	改正「環境影響評価法」完全施行	

3. 環境影響評価法（環境アセスメント法）について

（1）法律の目的

環境影響評価法は、環境アセスメントを行うことは重大な環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても重要であるとの考えのもとに作られています。

そして、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の免許など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。

環境影響評価法の目的

環境アセスメントの手続を定める

環境アセスメントの結果を事業内容に
反映させる

事業が環境の保全に十分に配慮して
行われるようにする

トピック 1 環境影響評価法の改正事項

環境影響評価法の完全施行から10年を経て浮かび上がってきた新たな課題への対応や、生物多様性の保全など、環境政策の課題の多様化・複雑化の中での環境アセスメントが果たすべき役割の変化などを踏まえて、2011年（平成23年）に環境影響評価法が改正されました。

▶主な改正事項

2012 年（平成24 年）4月1日施行

- ・交付金事業を対象事業に追加
- ・方法書段階における説明会の開催の義務化
- ・事業者により作成される図書（環境アセスメント図書）のインターネットによる公表の義務化
- ・評価項目等の選定段階において環境大臣が意見を述べる手続を規定
- ・政令で定める市から事業者への直接の意見提出
- ・都道府県知事等が免許等を行う者等である場合に環境大臣に助言を求める手続を規定

2013年（平成25年）4月1日施行

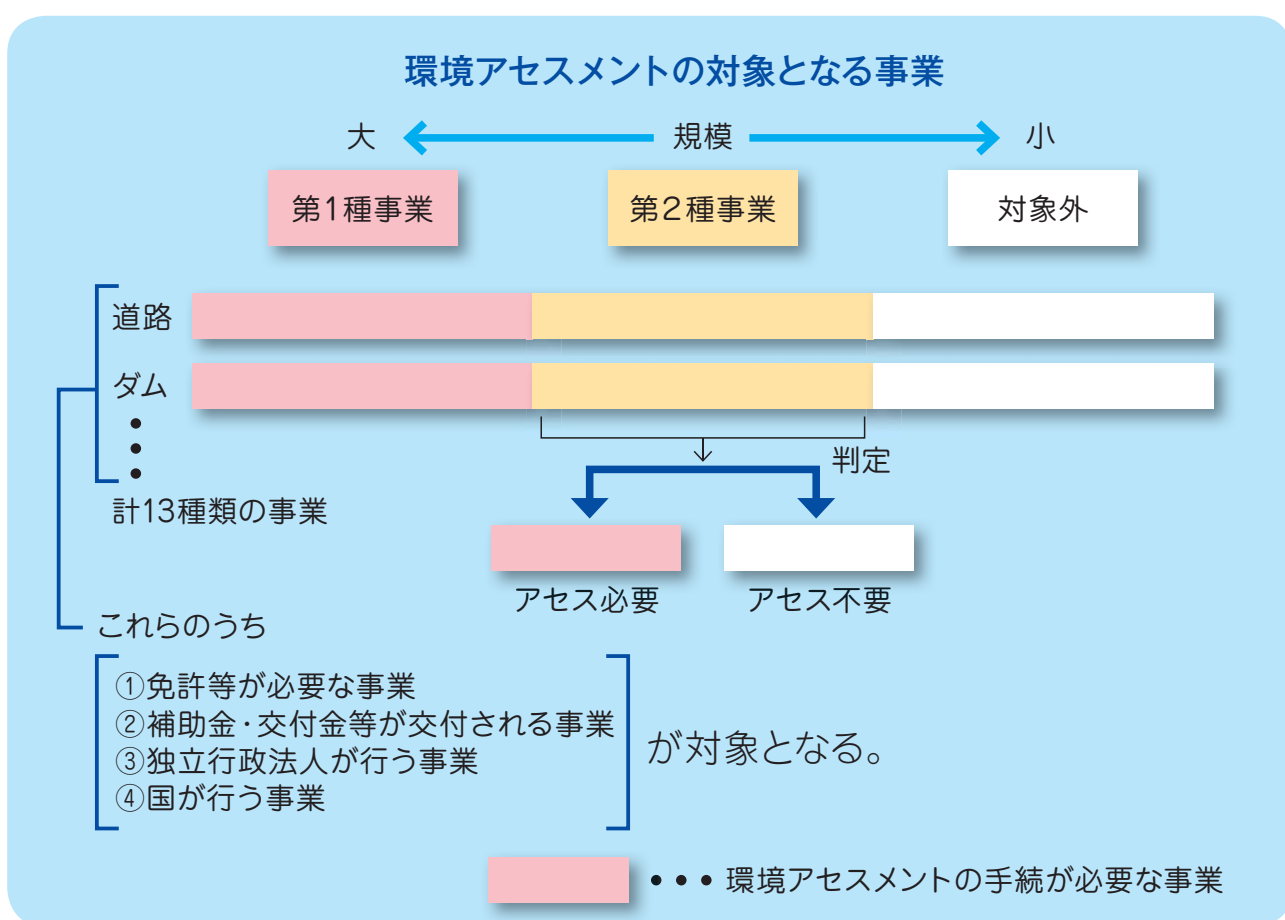
- ・計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）の創設
- ・環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）の創設

(2) 環境アセスメントの対象となる事業

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業です。

このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととしています。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を「第2種事業」として定め、手続を行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続を行うべきと判断されたものとが、環境アセスメントの手続を行うことになります。また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

具体的な事業の種類と規模は、次のページの表のとおりです。



トピック 2 風力発電所を法対象事業に追加

低炭素社会への転換に当たり風力発電の導入が期待されている一方、風力発電所は、騒音・低周波音による健康影響や鳥類への影響等の環境影響が、国内においても問題とされています。

円滑な事業の実施のためには、環境保全に十分配慮することが必要ですが、一部の地方公共団体での環境アセスメントの条例等による対応はなされてきたものの、多くの地域においては、事業者による自主的な環境アセスメントが行われており、これまで必ずしも十分な対策はとられていませんでした。

このような実態を踏まえ、風力発電所の設置事業が法対象事業として追加されました。

環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	— — 4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所 風力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力1万kW以上	出力2.25万kW～3万kW 出力11.25万kW～15万kW 出力7,500kW～1万kW — 出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業（*1）	面積100ha以上	面積75ha～100ha

○港湾計画（*2） 埋立・掘込み面積の合計300ha以上

（*1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

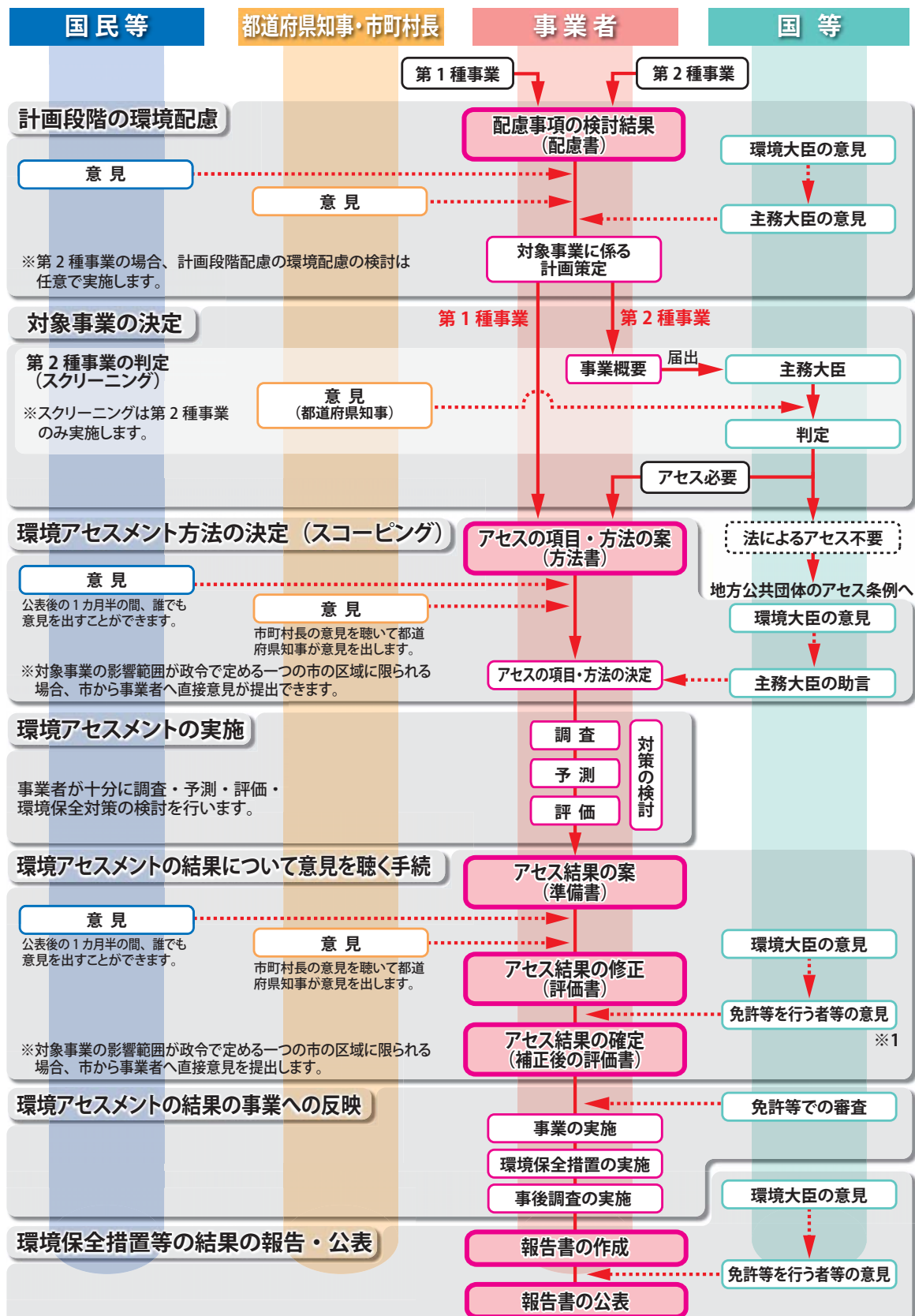
（*2）港湾計画については、港湾環境アセスメント（14 ページ参照）の対象となる。

（3）環境アセスメントの実施者

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が行います。これは、そもそも環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当だからです。また、事業者が事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査・予測・評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工・供用時の環境配慮等に反映しやすいこともその理由の一つです。

(4) 環境アセスメントの手続

環境アセスメントの手続の流れ



※1:「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。

→ 手続の主な流れ 手続への関わり

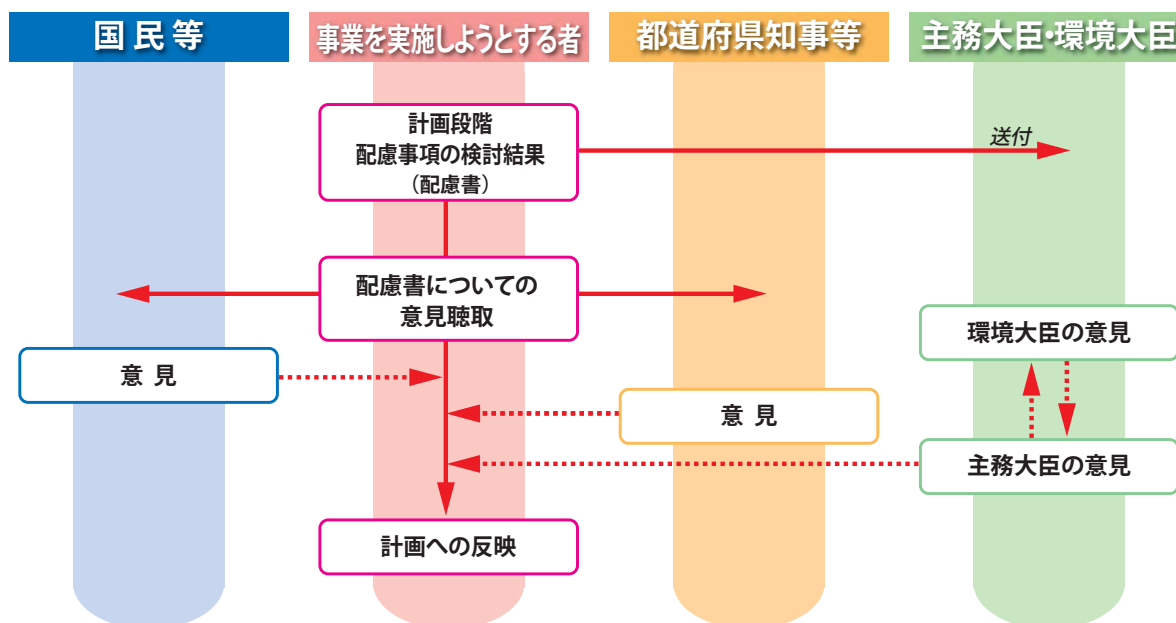
「配慮書」の手続

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。

事業者は、作成した配慮書の内容を方法書以降の手続に反映させることとなっています。また、第2種事業を実施しようとする者は、これら一連の手続を任意で実施できます。

環境影響評価法の目的



トピック 3 配慮書手続とより上位の計画等における環境アセスメント

法改正前の環境アセスメントは、事業の枠組み（事業の大まかな位置、規模等）が既に決定された段階で行うものであったため、事業者が、対策の検討や実施について柔軟に対応することが困難な場合があります。

これに対し、法改正により導入された配慮書手続は、事業計画の検討の段階（事業の位置、規模や施設の配置、構造などを検討する段階）を対象としているため、より柔軟な環境配慮が可能となり、これまで以上に効果的に環境影響の回避、低減が図られるなどの効果が期待されます。

諸外国の制度の中には、個別の事業計画に影響を与える上位計画や政策そのものの検討段階で環境アセスメントが行われているものもあり、事業のより早期の段階におけるこのような環境配慮の仕組みは、より効果的な環境配慮がなされる効果が期待されます。今後は、こうしたより早期の段階での環境配慮の仕組みについても検討を進めていく必要があります。

第2種事業の判定（スクリーニング）

開発事業について環境アセスメントを行うかどうかを決める手続のことをスクリーニングと呼びます。スクリーニングとは「ふるいにかける」という意味です。

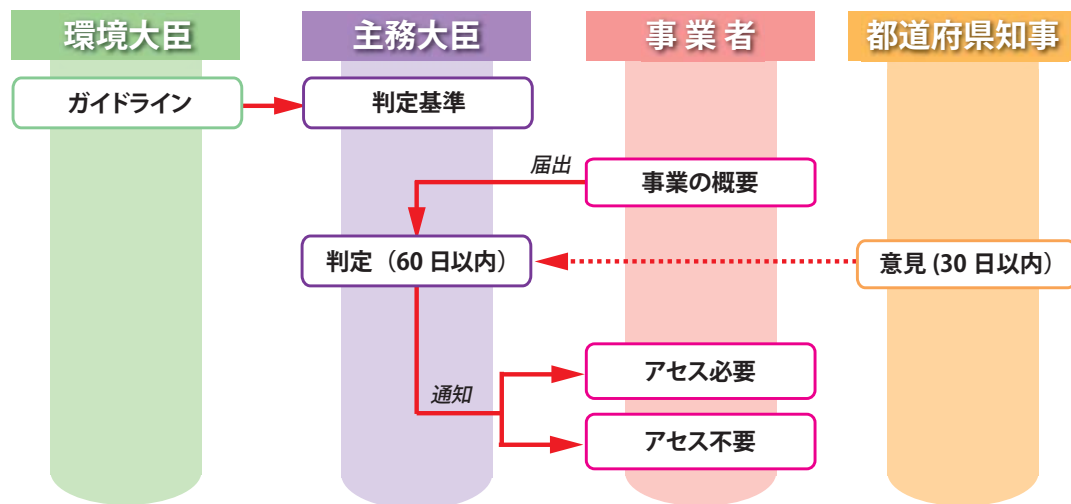
環境影響評価法で環境アセスメントの対象となる事業は、事業の規模によって定められています。しかし、環境に及ぼす影響の大きさは、事業の規模だけによって決まるものではありません。

例えば、学校のような施設や水道原水の取水地点付近の事業、多くの野鳥のすみかとなっている干潟を埋め立てる事業などは、規模は小さくても、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、必ず環境アセスメントを行う事業（第1種事業）に準じる大きさの事業（第2種事業）については、環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定することになっています。

判定は、事業の免許等を行う者（例えば、道路であれば国土交通大臣、発電所であれば経済産業大臣）等が、判定基準にしたがって行います。なお、判定に当たっては、地域の状況をよく知っている都道府県知事の意見を聴くことになっています。

スクリーニングの手続



規模が小さくても環境アセスメントを行う必要がある事業の例

事業の内容による基準

- ・大気汚染物質が多く発生する燃料を使う火力発電所
- ・他の道路と一体的に建設され、全体で大きな環境影響が予想される道路

地域の状況による基準

- ・近くにイヌワシの営巣地があるダム
- ・国立公園に環境影響が及ぶ事業
- ・大気汚染物質（窒素酸化物等）が環境基準を超えている地域を通る道路

環境アセスメント方法の決定（スコーピング）

同じ道路を作る場合でも、自然が豊かな山間部を通る場合と、大気汚染の激しい都市部を通る場合とでは、環境アセスメントで評価する項目も違ってきます。

地域に応じた環境アセスメントを行うことが必要であるため、環境アセスメントの方法を確定するに当たっては、地域の環境をよく知っている住民を含む一般の方々や、地方公共団体などの意見を聴く手を設けています。この手続のことを、「スコーピング」と呼んでいます。

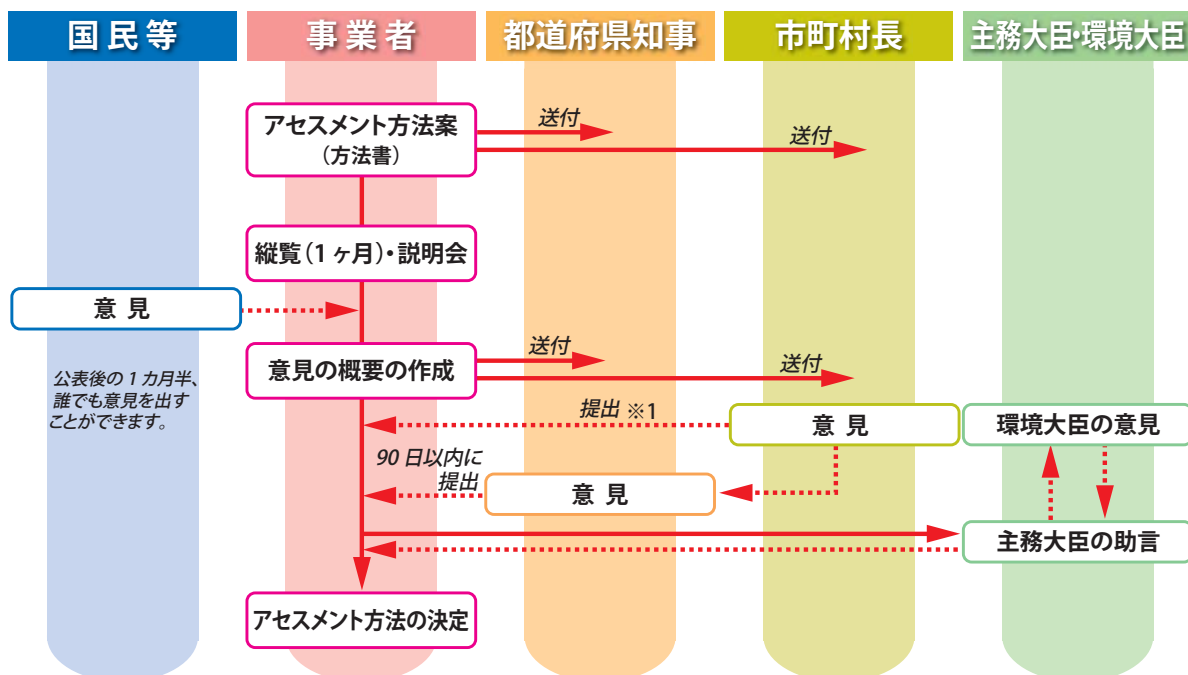
具体的には、事業者は「環境影響評価方法書」（方法書）を作成し、都道府県知事、市町村長に送付します。方法書とは、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。また、方法書を作成したことを公表（公告といいます）し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1ヶ月間、誰でも見られるようにします（縦覧といいます）。

方法書の内容についての理解を深めるために、事業者は説明会を開催し、環境保全の見地からの意見のある人は誰でも意見書を提出することができます。事業者は、提出された意見の概要を都道府県知事と市町村長に送付します。その後、都道府県知事等は、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

事業者は都道府県知事等からの意見を踏まえて、環境アセスメントで評価する項目及び手法を選定するにあたり、必要に応じて主務大臣に技術的な助言を申し出ることができます。申し出を受けた主務大臣は、技術的な助言をしようとするときは、あらかじめ環境大臣の意見を聴かなければなりません。

事業者はこれらの意見を踏まえ、環境アセスメントの方法を決定します。

スコーピングの手続



※1：対象事業により環境影響を受ける範囲が政令で定める一つの市の区域に限られるものである場合

※ 政令で定める市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市、福岡市

環境アセスメントの実施

スコーピングの手続が終わると、事業者は選定された項目や方法に基づいて、調査・予測・評価を実施します。この検討と並行して、環境保全のための対策を検討し、この対策がとられた場合における環境影響を総合的に評価します。

調査

予測・評価をするために必要な地域の環境情報を収集するための調査を行います。

（調査の方法）

- ・既存の資料などを集めて整理する方法
- ・実際に現地に行って、測定や観察をする方法



予測

事業を実施した結果、環境がどのように変化するかを予測します。

（予測の方法）

- ・コンピュータなどで各種の予測式に基づいて計算する方法
- ・景観などではモンタージュ写真の作成等の方法

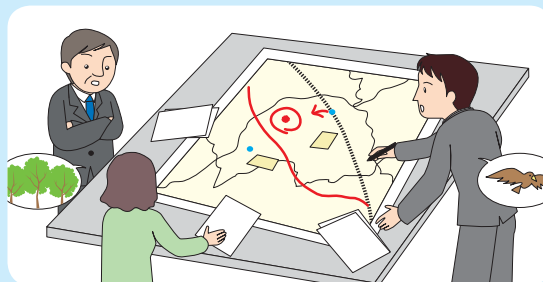


評価

事業を行った場合の環境への影響について検討します。

（評価の内容）

- ・実行可能な最大限の対策がとられているか。
- ・環境保全に関する基準、目標等を達成しているか。



トピック 4 ベスト追求型の環境アセスメント

環境影響評価法では、事業者が目標を設定し、この目標を満たすかどうかの観点からの「目標クリア型」環境アセスメントではなく、複数案の比較検討や、実行可能なより良い対策をとっているかどうかの検討などにより、環境影響をできる限り回避、低減するといった視点からの「ベスト追求型」環境アセスメントを行うこととしています。これにより、環境保全の観点からよりよい事業計画にしていこうという議論が、事業者を中心として、一般の方々や地方公共団体の間で行われることが期待されています。

「準備書」の手続

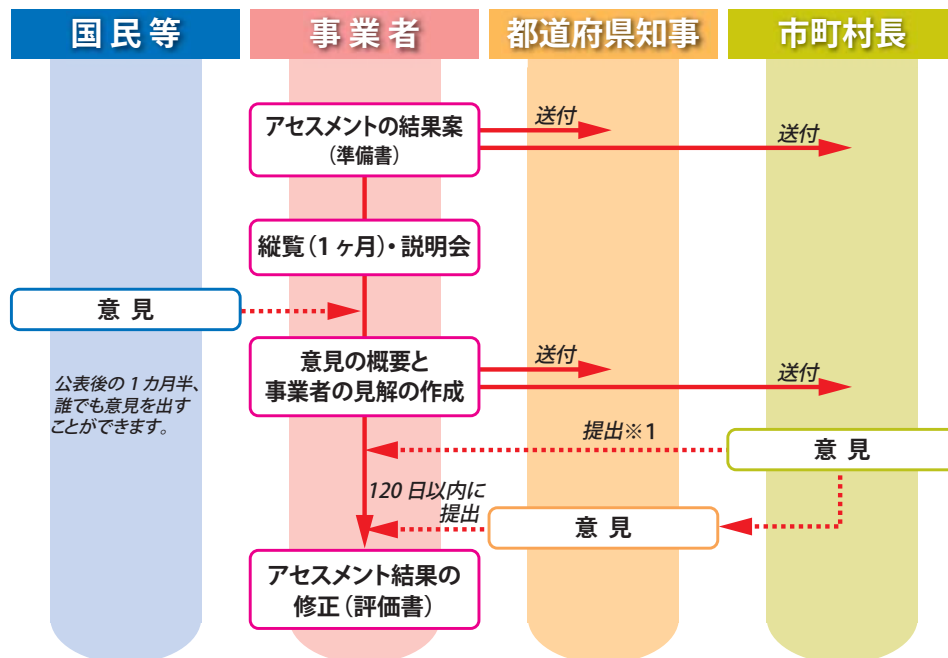
調査・予測・評価が終わると、次はその結果について意見を聴く手続が始まります。

事業者は、「環境影響評価準備書」（準備書）を作成し、都道府県知事、市町村長に送付します。準備書とは、調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものです。また、準備書を作成したことを公告し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1ヶ月間縦覧します。図書の分量が多く、内容も専門的であることから、事業者は、方法書と同様に縦覧期間中に準備書の内容についての説明会を開催します。

準備書の内容について、環境保全の見地からの意見のある人は誰でも、意見書を提出することができます。

事業者は、提出された意見の概要と意見に対する見解を都道府県知事と市町村長に送付します。その後、都道府県知事等は、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

準備書の手続



※ 1：対象事業により環境影響を受ける範囲が政令で定める一つの市の区域に限られるものである場合

※ 政令で定める市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市、福岡市

「評価書」の手続

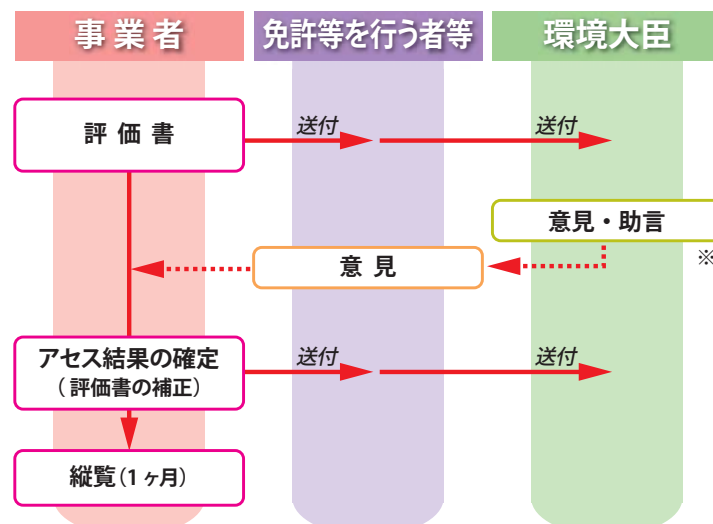
準備書の手続が終わると、事業者は準備書に対する都道府県知事等や一般の方々からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「環境影響評価書」（評価書）を作成します。

作成された評価書は、事業の免許等を行う者等と環境大臣に送付されます。環境大臣は必要に応じて事業の免許等を行う者等に環境保全の見地からの意見を述べ、事業の免許等を行う者等は環境大臣の意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

事業者は意見の内容をよく検討し、必要に応じて見直した上で、最終的に評価書を確定し、都道府県知事、市町村長、事業の免許等を行う者等に送付します。また、評価書を確定したことを公告し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1ヶ月間縦覧します。

なお、評価書を確定したことを公告するまでは、事業を実施することはできません。

評価書の手続



※都道府県知事等が免許等を行う者等である場合、都道府県知事等は環境大臣に助言を求めるように努めなければならない。

トピック 5 環境大臣の意見提出

環境アセスメントは、事業者が中心となって、環境保全の観点からよりよい事業計画を考えていく仕組みです。そこで、環境アセスメントの結果が適切かどうかを事業者以外の者が意見を述べることで、より適切な環境配慮を求めることが適当です。環境影響評価法では、環境の保全に責任を持つ環境大臣が、国が免許等を行うすべての事業について、必要に応じて意見を述べる事が規定されています。

法改正後は、配慮書手続、評価項目等の選定段階及び報告書手続において環境大臣が意見を述べる機会が新たに設けられました。

事業内容の決定への反映

評価書が確定し、公告・縦覧が終わると環境アセスメントの手続は終了します。

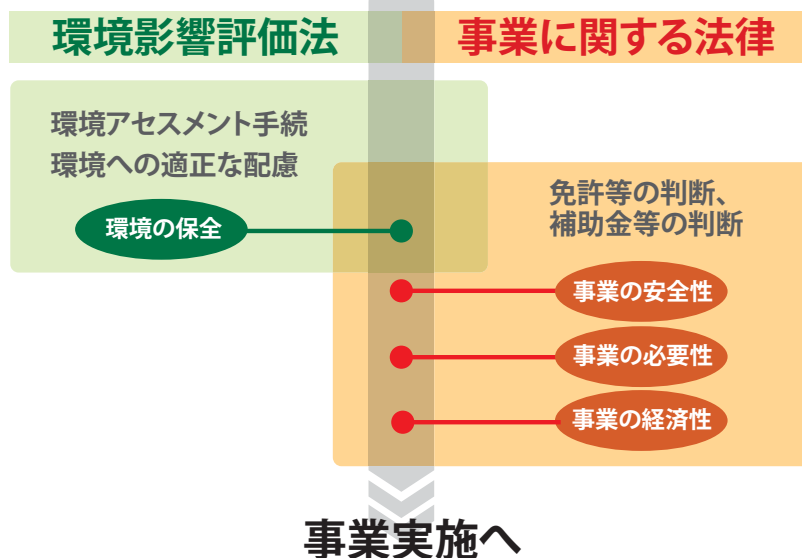
しかし、環境アセスメントが行われることが目的ではなく、その結果が実際の事業計画に反映されることが重要です。

環境影響評価法の対象となる事業は、国などの免許等を受けたり、国の補助金等を受けたりして行う事業や、国が自ら行う事業などです。つまり、事業を行ってよいかどうかを、行政が最終的に決定できます。

しかし、事業に関する法律（道路法、鉄道事業法など）に基づく免許等や補助金等の交付に当たっては、事業が環境の保全に適正に配慮しているか否かについて審査されていない場合があります。

そこで、環境影響評価法では、環境の保全に適正に配慮されていない事業については、免許等や補助金等の交付をしないようにするなどの規定を設けています。

事業のプロセス



トピック 6 情報交流の拡充

様々なところにある環境に関する情報を有効活用するためには、事業者が事業計画についてきめ細かく丁寧に情報提供し、多くの住民の方々などから環境情報を収集するような情報交流がとても重要になります。

法改正前の環境アセスメント手続では、事業者による環境アセスメント図書の内容の説明会は準備書段階でのみ義務付けられていました。しかし、図書の分量が多く、内容も専門的になっていること等を踏まえ、改正法では方法書段階での説明会が義務付けられました。これにより、地域住民など環境保全の見地からの意見のある人は、調査・予測・評価の実施前に事業者からの説明を受けることができるようになりました。

また、インターネットを利用した環境アセスメント図書の公開を義務付け、より多くの方々からの意見提出が期待できるような仕組みとなっています。

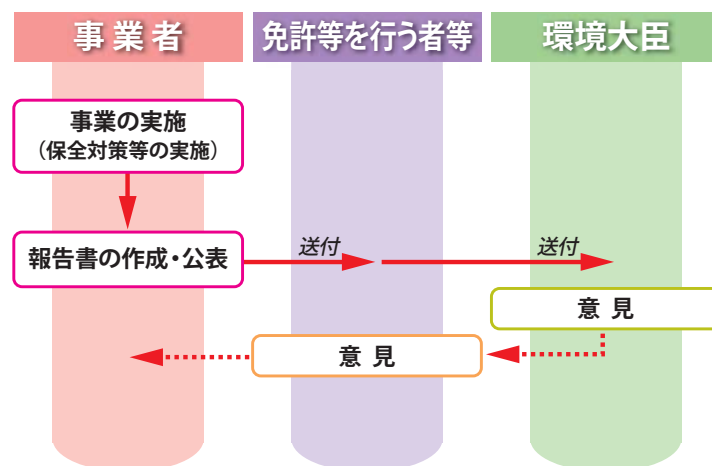
適切な情報交流は、環境情報の収集に役立つだけでなく、事業の意思決定にあたっての合意形成にも効果があるものと見込まれます。

「報告書」の手続

評価書の手続が終わり、工事に着手した後でも、工事中や供用後の環境の状態などを把握するために、様々な調査を行います。このような調査を事後調査といいます。事後調査の必要性については、環境保全対策の実績が少ない場合や不確実性が大きい場合など、環境への影響の重大性に応じて検討します。事業者は、この検討結果を踏まえ、事後調査を行う必要性について判断し、評価書に記載します。

事業者は、工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後に図書にまとめ、報告・公表を行います。これを報告書手続といいます。

報告書の手続



特例

事業が都市計画に定められる場合

- ・事業者の代わりに、都市計画を定める都道府県等が手続を行います。
- ・環境アセスメントの手続は、都市計画を定める手続とあわせて行われます。
- ・環境アセスメントの結果は、都市計画にも反映されます。
- ・報告書手続は都市計画事業を実施する事業者が行います。

港湾計画の場合

- ・事業ではなく、計画についての環境アセスメントで、港湾管理者が手続を行います。
- ・配慮書手続、スクリーニング、スコーピング、報告書手続は行われません。

発電所の場合

- ・方法書や準備書に対して、国（経済産業省）も意見を述べます。
- ・報告書手続は報告書の公表のみとなっています。

4. 地方公共団体の環境アセスメント制度

地方公共団体の制度の現況

すべての都道府県とほとんどの政令指定都市には、環境アセスメントに関する条例があります。

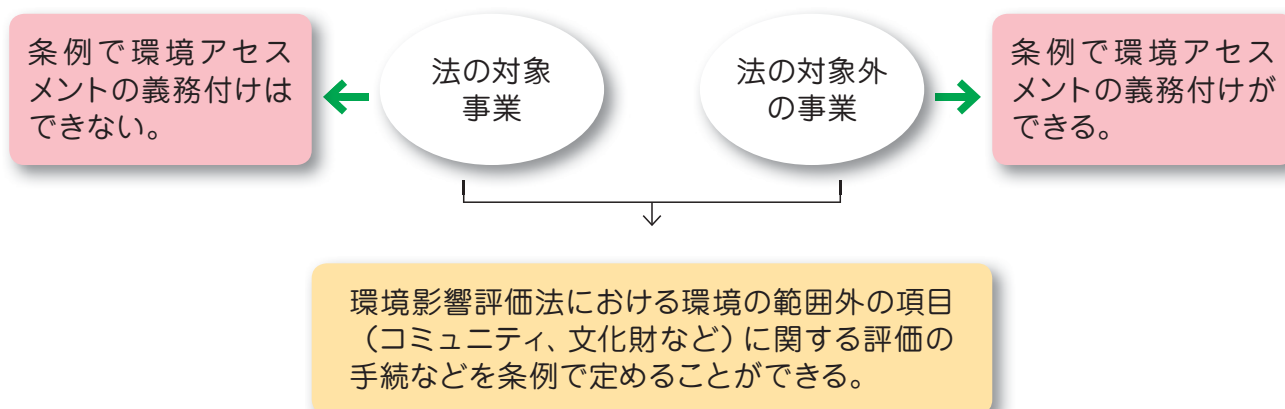
地方公共団体の制度は、環境影響評価法と比べ、法対象以外の事業種や小規模の事業を対象にする、公聴会を開催して住民などの意見を聴く、第三者機関による審査の手続を設けるなど、地域の実情に応じた特徴ある内容となっています。

環境影響評価法と条例の関係

地方公共団体の環境アセスメント制度は、地域の環境保全のためにとても重要な役割を果たしています。しかし、一つの事業について、環境影響評価法と地方公共団体の制度による手続が重複して義務付けられることは、事業者にとって過度の負担となってしまいます。

そこで、環境影響評価法では、地方公共団体の環境アセスメント条例との関係についての規定を置き、手続が重複したり、法の手続の進行が妨げられることのないように配慮しています。

環境影響評価法と条例の関係



トピック 7 配慮書手続と報告書手続における法と条例の関係

改正法により新たに追加された配慮書手続と報告書手続における環境影響評価法と地方公共団体の環境アセスメント条例との関係については、以下のように整理されています。

▶第2種事業における配慮書手続の取扱い

法は全国的な観点から必要な制度を定めたものであり、規制の限度を定めるものではないため、法に基づく配慮書手続が行われない事業に関しては、地域の自然的、社会的条件から判断して必要に応じ条例に基づく配慮書手続を課することができます。

▶報告書手続の取扱い

法に基づく報告書手続は、それが終了するまで事業の実施を禁止するものではないため、地域の自然的、社会的条件から判断して必要に応じ条例に基づく報告書手続を課することができます。

5. 環境アセスメントをより詳しく知りたい人のために

環境影響評価情報支援ネットワーク

環境省では、環境アセスメントに関する情報について、インターネットによる情報提供を行っています。

URL : <http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>

環境影響評価情報支援ネットワークでは、次のような情報を提供しています。

- ・環境アセスメントの事例検索
- ・地方公共団体の環境アセスメント制度
- ・環境アセスメントに関する研究会・検討会情報 等

環境影響評価書の閲覧

国の環境アセスメント制度による環境影響評価書の閲覧を希望される場合は、環境省環境影響評価課へお問い合わせ下さい。

環境省 総合環境政策局 環境影響評価課

住 所 : 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 25階

TEL : 03-3581-3351 (代表)

FAX : 03-3581-2697



環境影響評価法に基づく環境アセスメントに関するご意見・ご質問は、環境省環境影響評価課または、sokan-hyoka@env.go.jp までお寄せください。(ただし、個々の事業の環境アセスメントに対するご質問には、お答えしかねますのでご了承下さい。)

都道府県・政令市※の環境アセスメント担当部局一覧

(平成 24 年 2 月 1 日現在)

地方公共団体名	〒	住 所	担当部局名	直通電話
北 海 道	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	環境生活部環境局環境推進課環境行動推進グループ	011-204-5190
青 森 県	030-8570	青森市長島 1 丁目 1 - 1	環境生活部環境政策課環境保全グループ	017-734-9242
岩 手 県	020-8570	盛岡市内丸 10 - 1	環境生活部環境保全課	019-629-5268
宮 城 県	980-8570	仙台市青葉区本町 3 丁目 8 - 1	環境生活部環境対策課環境影響評価班	022-211-2667
秋 田 県	010-8570	秋田市山王 4 丁目 1 - 1	生活環境部環境管理課	018-860-1601
山 形 県	990-8570	山形市松波 2 丁目 8 - 1	生活環境部みどり自然課	023-630-3042
福 島 県	960-8670	福島市杉妻町 2 - 16	生活環境部環境評価景觀室	024-521-7250
茨 城 県	310-8555	水戸市笠原町 978 - 6	生活環境部環境政策課	029-301-2940
栃 木 県	320-8501	宇都宮市端田 1 丁目 1 - 20	環境森林部環境森林政策課	028-623-3294
群 馬 県	371-8570	前橋市大手町 1 丁目 1 - 1	環境森林部環境政策課	027-226-2815
埼 玉 県	330-9301	さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 - 1	環境部環境政策課	048-830-3041
千 葉 県	260-8667	千葉市中央区市場町 1 - 1	環境生活部環境政策課環境影響評価・指導室	043-223-4135・4138
東 京 都	163-8001	新宿区西新宿 2 丁目 8 - 1	環境局都市地球環境部環境都市づくり課	03-5388-3440
神 奈 川 県	231-8588	横浜市中区日本大通 1	環境農政局環境保全部環境計画課環境影響審査グループ	045-210-4070
新 潟 県	950-8570	新潟市中央区新光町 4 - 1	県民生活・環境部環境企画課企画調整係	025-280-5149
富 山 県	930-8501	富山市新総曲輪 1 - 7	生活環境文化部環境政策課	076-444-3141
石 川 県	920-8580	金沢市鞍月 1 丁目 1	環境部環境政策課	076-225-1463
福 井 県	910-8580	福井市大手 3 丁目 17 - 1	安全環境部環境政策課	0776-20-0303
山 梨 県	400-8501	甲府市丸の内 1 丁目 6 - 1	森林環境部環境創造課	055-223-1503
長 野 県	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692 - 2	環境部環境政策課	026-235-7171
岐 阜 県	500-8570	岐阜市藪田南 2 丁目 1 - 1	環境生活部環境管理課	058-272-8230
静 岡 県	420-8601	静岡市葵区追手町 9 - 6	くらし・環境部環境局生活環境課	054-221-2253
愛 知 県	460-8501	名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 - 2	環境部環境活動推進課環境影響評価グループ	052-954-6211
三 重 県	514-8570	津市広明町 13	環境森林部水質改善室	059-224-3145
滋 賀 県	520-8577	大津市京町 4 丁目 1 - 1	琵琶湖環境部環境政策課	077-528-3357
京 都 府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	文化環境部環境管理課	075-414-4707・4715
大 阪 府	559-8555	大阪市住之江区南港北 1 - 14 - 16	環境農林水産部環境管理室環境保全課	06-6210-9580
兵 庫 県	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 - 1	農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室	078-362-9086
奈 良 県	630-8501	奈良市登大路町 30	くらし創造部景観・環境局環境政策課	0742-27-8734
和 歌 山 県	640-8585	和歌山市小松原通 1 - 1	環境生活部環境政策局環境生活総務課	073-441-2674
鳥 取 県	680-8570	鳥取市東町 1 丁目 220	生活環境部環境立県推進課	0857-26-7205
島 根 県	690-8501	松江市殿町 1	環境生活部環境政策課	0852-22-5277
岡 山 県	700-8570	岡山市北区山内下 2 丁目 4 - 6	環境文化部環境企画課審査・調整班	086-226-7299
広 島 県	730-8511	広島市中区基町 10 - 52	環境県民局環境保全課	082-513-2925
山 口 県	753-8501	山口市滝町 1 - 1	環境生活部環境政策課環境アセスメント班	083-933-2933
徳 島 県	770-8570	徳島市万代町 1 丁目 1	県民環境部環境総局自然環境課	088-621-2330
香 川 県	760-8570	高松市番町 4 丁目 1 - 10	環境森林部環境政策課	087-832-3213
愛 媛 県	790-8570	松山市一番町 4 丁目 4 - 2	県民環境部環境局環境政策課	089-912-2345
高 知 県	780-8570	高知市丸ノ内 1 丁目 7 - 52	林業振興・環境部環境共生課	088-821-4842
福 岡 県	812-8577	福岡市博多区東公園 7 - 7	環境部自然環境課	092-643-3368
佐 賀 県	840-8570	佐賀市城内 1 丁目 1 - 59	くらし環境本部循環型社会推進課	0952-25-7774
長 崎 県	850-8570	長崎市江戸町 2 - 13	環境部環境政策課	095-895-2351
熊 本 県	862-8570	熊本市水前寺 6 丁目 18 - 1	環境生活部環境局環境保全課	096-333-2268
大 分 県	870-8501	大分市大手町 3 丁目 1 - 1	生活環境部生活環境企画課	097-506-3017
宮 崎 県	880-8501	宮崎市橋通東 2 丁目 10 - 1	環境森林部環境管理課	0985-26-7082
鹿 児 島 県	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10 - 1	環境林務部環境林務課	099-286-2587
沖 縄 県	900-8570	那覇市泉崎 1 丁目 2 - 2	環境生活部環境政策課	098-866-2183
札 幌 市	060-8611	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	環境局環境都市推進部環境共生推進担当課	011-211-2879
仙 台 市	980-0811	仙台市青葉区一番町 4 丁目 7 - 17	環境局環境都市推進課	022-214-0013
さいたま市	330-9588	さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 - 4	環境局環境共生部環境対策課	048-829-1332
千 葉 市	260-8722	千葉市中央区千葉港 1 - 1	環境局環境保全部環境保全課	043-245-5141
横 浜 市	231-0017	横浜市中区港町 1 - 1	環境創造局政策調整部環境影響評価課	045-671-2495
川 崎 市	210-8577	川崎市川崎区宮本町 1	環境局環境評価室	044-200-2156
新 潟 市	951-8550	新潟市中央区学校町通 1 番町 602 - 1	環境部環境政策課環境企画係	025-226-1363
名古屋市	460-8508	名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 - 1	環境局地域環境対策部地域環境対策課環境影響評価係	052-972-2697
京 都 市	604-8101	京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル 4 F	環境政策局環境企画部環境管理課	075-213-0930
大 阪 市	559-0034	大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 - 10ATC ビル 0's 棟南館 5 階	環境局環境管理部環境管理課	06-6615-7938
堺 市	590-0078	堺市堺区南瓦町 3 - 1	環境局環境保全部環境指導課	072-228-7474
吹 田 市	564-8550	吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号	環境部地球環境室地球環境課	06-6384-1782
神 戸 市	650-8570	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 - 1	環境局環境創造部環境評価共生推進室	078-322-5316
尼 崎 市	660-8501	兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号	環境市民局環境政策課	06-6489-6301
広 島 市	730-8586	広島市中区国泰寺町 1 丁目 6 - 34	環境局環境保全課環境管理係	082-504-2097
北九州市	803-8501	北九州市小倉北区城内 1 - 1	環境局環境監視部環境保全課	093-582-2290
福 岡 市	810-8620	福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1	環境局環境監理部環境調整課	092-733-5389

※環境影響評価法の政令で定める 17 市:札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市、福岡市



環境省

環境省総合環境政策局 環境影響評価課

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
電話03(5521)8236(ダイヤルイン)

2012年2月発行